

当座貸越（マイプラン）お申込みの皆さまへ（Web 完結契約用）

当金庫の当座貸越（マイプラン）のお申込みにあたり、次の内容をご確認いただきますようお願い申し上げます。

【保証機関】 一般社団法人 日本労働者信用基金協会（以下、「日信協」といいます）

ご確認項目	ご確認内容
取引資格	1. <中国ろうきん>の普通預金口座を保有している中国労働金庫に出資いただいている「労働組合」、「職域共済会」、「親睦会」等の団体に所属されている方（1号・3号・4号・4号特例会員構成員の方） 2. 申込時の年齢が満20歳以上で64歳以下の方 3. 安定継続した収入のある方
反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意について	申込人の方および連帯債務者・連帯保証人が、下記1. に定める暴力団員等もしくは下記1. の各号のいずれかに該当し、もしくは下記2. のいずれかに該当する行為をし、または下記1. の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となった場合には、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。 なお、上記の適用により、借主および連帯債務者・連帯保証人に損害が生じた場合にも、金庫になんらの請求をしません。また、金庫に損害が生じたときは、借主および連帯債務者・連帯保証人がその責任を負います。 また、借主および連帯債務者・連帯保証人は、金庫との全ての取引に適用されることに同意します。 1. 申込人の方および連帯債務者・連帯保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。 (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 2. 申込人の方および連帯債務者・連帯保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。 (1) 暴力的な要求行為 (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為 (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為 (5) その他前各号に準ずる行為
窓口直接融資制度に関する取扱い	金庫の窓口直接融資制度により、ろうきんローン利用の申込をされるにあたり、金庫と会員団体が下記項目の情報を共同利用することについて、同意の確認をさせていただきます。 (1) 会員団体の構成員たる資格に関する情報 ①氏名 ②所属会員および勤務先 ③職場番号 ④職場名 ⑤職員番号 ⑥住所 ⑦郵便番号 ⑧生年月日 ⑨電話番号 (2) 取扱労働金庫に関する情報 ①取扱店 ②顧客番号 (3) 会員団体を介した取引に必要な情報 ①貸付控除金額 ②貸付控除の対象となる預金、積金、貸付の有無および口座番号 ③預金、積金の入金日および貸付返済日、返済金額の変更に係る項目 ④預金、積金の契約内容（契約回数、払込済回数、満期日） ⑤貸付の契約内容（契約回数、払込済回数、最終期日）
保証について	日信協の保証委託約款の各条項を承諾し、保証委託していただきます。
保証料の支払い	保証料は、当金庫が負担いたします。

ご確認項目	ご確認内容
損害金	元利金の返済が遅れたときには、延滞している元金に対し年14.5%（1年を365日とし、日割りで計算する）の損害金を支払うものとします。
代位弁済	万一、返済困難の場合、日信協が規定により代わって当金庫に返済しますが、返済が免除されるのではなく、以後、日信協が求償権行使（返済請求）します。
申込金額	10万円以上300万円以下（10万円単位）となります。 ただし、4号会員構成員の方は最高100万円（10万円単位）となります。
契約期間	(1) ご契約（更新）日より1年とし、特段の事情（約定による期限の利益を喪失した時、債権保全上懸念があると金庫が判断した時等）がない場合は、自動的に契約期間を1年単位で更新します。 (2) 契約者が満70歳に達した後最初に到来する契約満了日をもって貸越を停止します。 ただし、貸越金残高がある場合は、返済のみ継続することができますが、満76歳に達する日の前日までには全額をご返済いただくこととなります。
返済方法	毎月定例返済となります。 なお、毎月の返済日に利息を貸越元金に組み入れるものとします。 (1) ご返済の方法について お客さまの労働金庫の普通預金口座からの引落による返済となります。 (2) 初回の返済について 初回の返済日は、貸越発生日の次々回約定日となります。（再利用の場合も同様となります）
適用金利	「変動金利型」となり、融資契約日の金利を適用します。
変動金利ルール	(1) 当金庫が定める「基準金利」の変動幅に連動して適用金利が年4回変動します。 (2) 金利は、2月1日、5月1日、8月1日、11月1日の見直し基準日に見直します。 見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 なお、見直し後の金利の反映は、次のとおりとなります。 ① 改定日に貸越残高がある場合（元金がゼロで未収利息のみがある場合を含む）、改定月の約定返済日より適用します。 ＊改定月前月の約定日以降、改定日前日までの間に初回利用した場合（全額回収後の再利用を含む）、約定返済日（次々回約定日）より適用する。 なお、改定日から約定返済日までの間に全額回収した状態で再利用した場合、再利用日より適用する。 ② 改定日に貸越残高がない場合（未収利息も発生していない場合）、貸越日より適用する。
届出事項	ご住所・お名前・電話番号・ご印鑑・お勤め先等金庫に届け出た事項に変更があった場合は、取扱店までお届けください。
期限の利益と期限の利益の喪失（全額返済いただく場合）	期限の利益とは、借入金を『分割して返済できる』ことをいいます。 ただし、ご契約どおりのご返済ができなくなった場合は、ご契約の期日前であっても借入金の全額をご返済いただくこととなります。このことを「期限の利益の喪失」といいます。 期限の利益の喪失事由には「ご返済が滞り、『次の返済日』までにご返済（元金・利息のほか、遅延損害金を含みます。）いただけなかった場合」や「住所変更等のお届けをいただけずに、所在がご不明となった場合」も該当します。 詳しくは、契約書類の規定をご確認ください。
照会窓口等	中国ろうきん お客さま相談窓口 〒732-0827 広島県広島市南区稲荷町1番14号 フリーダイヤル 0120-86-3760